

TPP大筋合意による市内 経済への影響をどう見るか

越川 好昭

問 平成27年10月にTPPが大筋合意されたと政府発表があった。日米首脳の見解は、対米従属をさらに強めて、中国を牽制する狙いが明らかであった。政府とマスコミは、TPPが国民に大きな恩恵が及ぶかのような宣伝を続けているが、実際には日本の一人負けの状況である。衰

退する米国に従い、発展する中国に対抗しては日本の将来はないと考える。TPPは農業を初め、国民経済、国民生活に壊滅的な打撃を与え、農業への影響が大きいものと思定される。TPPにより本市の農業に対してどのような影響が出るかと考えているか。

た野菜の栽培、多頭飼育による畜産経営の合理化、畜産物の加工、販売を実施している。養豚や肉牛の畜産農家には、関税削減や輸入枠の増加などの理由により多少の影響は出てくるが、国の打ち出す政策により、農業経営を脅かすような危機的な状況ではないと見ている。国の総合的なTPP関連政策大綱に基づき実施される経営安定対策などの施策を注視し、収益性の高い畜産経営の促進や農産物のブランド化による所得向上など稼ぐ農業を推進していく。

答 本市の農業を取り巻く環境は大きく変化しているが、都市近郊の立地を生かして事業を成功させるためには、しっかりとしたコンセプトを設定することが重要であり、そのためには、早目に事業に取り組み必要がある。市民からの公募や他市の状況などを取り入れてはどうか。

市制40周年記念の 事業を実施し市を アピールしないか

志政あやせ 齊藤 慶吾

問 綾瀬市は、昭和53年11月1日に市制を施行し、平成30年に市制40周年という節目を迎える。平成28年度は、神崎遺跡の完成、29年度は、(仮称)保健福祉センターの完成や(仮称)綾瀬スマートインターチェンジの供用開始が予定されるなど市をアピールする絶好の機会だと思う。市では、市制40年にどのような周年事業の計画を考えているのか。

答 市は、現在、具体的な周年事業の計画は持っていないが、市制40周年に当たる平成30年は、新たな綾瀬市を発信するよい機会であると考えている。周年事業は、市の発展に貢献された方々の業績に敬意を表すとともに、市への愛着と誇りを深め、市の魅力を次世代に伝えることにより、さらなる市政発展のためのよい機会と捉えている。過去に実施した周年事業は、職員を中心に検討を行ったが、市制40周年事業は、市がしっかりとコンセプトを設定して、手段や手法は、市民からの公募や他市の例も参考にしながら検討していきたい。(ほかに「歩車分離型の信号機について」を質問)



児童発達支援センターであるもみの木園の運営状況は

あやせ未来会議 佐竹 直皇

問 保護者の方から、もみの木園の保育体制に不安があるとの相談を受けた。園にも、保育内容に対して苦情や指摘などを行ったと聞いている。市では、これらに対応するため保護者へアンケート調査を実施したとのことだが、回答から見えた課題と信頼回復に向けた対策をどのように行

っていくのか。障がいのある子どもが、乳幼児から児童・生徒へ、さらに社会へ自立するためには、年齢に応じた重層的な支援体制が必要と考えられる。児童発達支援センターであるもみの木園は、市の中核的な療育支援施設であり、市独自の発達支援システムを構築すべきと思うがどうか。

答 もみの木園の課題は、保育に比べ障がい児支援をト

武相幹線計画を見据え落合・吉岡まちづくりの実現を

二見 昇

問 市内の武相幹線(新東名高速道路)計画は、現在も未定で不透明であり、新時代あやせプラン21後期基本計画の中では検討の対象としていない。しかし、近隣市では計画を見据えたまちづくりを行っている。第7回線引き見直しに関する都市計画区域の整備・開発・保全の方針変更に関する新東名高速道路の記載があるが、近い将来、この路線の延

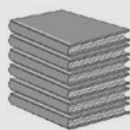
伸を意識した記載か。また、武相幹線のインターチェンジは落合・吉岡まちづくり研究会が設定した地域の一部にかかる。インターチェンジを見据えたまちづくりが必要だが、どう考えているか。

答 線引き見直しにおける整備・開発・保全の方針に、武相幹線、いわゆる新東名高速道路計画の記載の是非を県に確認したところ、位置や詳細計画、施行時期は未定だが、国の計画として残っているため明記するように指示があり、構想路線として附図に記載している。一方、県では、現在かながわのみちづくり計画が改定中であり、この路線の取り扱いに注視していきたい。なお、武相幹線はあくまでも構想路線であり、海老名市以東の自治体での事業化は、実施には相当の時間を要すると判断している。

(ほかに「比留川河川整備と遊歩道の考え方について」を質問)

詳しい内容は 会議録で

市議会だよりは、紙面の都合で発言の一部を掲載しています。



詳しくは、市役所内情報公開コーナー、市立図書館、市議会に備えてある会議録をご覧ください。

また、インターネットでも、会議録の閲覧や検索ができます。市ホームページアドレスから<http://www.kaigiroku.net/kensaku/ayase/ayase.html>ご利用ください。

なお、12月定例会の会議録は、2月下旬から閲覧できる予定です。



一般質問とは

一般質問とは、議員が市の行政(一般事務)全般にわたり、市側に対し事務執行の状況及び将来に対する方針などについて所信をただし、あるいは報告、説明を求め、または疑問をただすことをいいます。

質問は、議会に上程された議案とは関係なく、市の行政全般について認められるもので、議案に関する質疑とは本質的に異なり、質問には意見を加えても差し支えないとされています。

また、議員主導による政策論議であることから、質問する議員はもちろん、受ける執行機関も十分な準備が必要であるため通告制になっています。

本市議会では、質問の方法(一括か一問一答)を通告の際、議員が選択することになっています。議場では、1回目は登壇して通告内容全てにわたり質問し、2回目からは自席で行います。

質問の方法

【一括方式】

第1回目の質問は通告した全ての質問をまとめて行い、再質問は必要なものをまとめて行う方式。

再質問の回数は2回までとし、質問時間は50分以内。

【一問一答方式】

第1回目の質問は通告した全ての質問をまとめて行い、再質問は1問ごとに行う方式。50分の時間制限内であれば、再質問の回数は無制限。

